

【参考資料】

令和４年第２回奥州市議会定例会
条例追加議案 新旧対照表

議案第 14 号 国見平スキー場条例の一部を改正する条例

国見平スキー場条例新旧対照表

改 正 後	現 行
<u>（スキー場の管理）</u> <u>第3条</u> スキー場の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせることができる。 <u>（開場期間等）</u> <u>第4条</u> スキー場の開場期間は、12月15日から翌年3月31日までとする。ただし、気象状況等によりスキー場が利用できない状態にあるとき、又は市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。 <u>2</u> スキー場の開場後において、気象状況等によりスキー場が利用できない状態にあるとき、又は市長が必要と認めるときは、これを休場とすることができる。 <u>（開場時間）</u> <u>第5条</u> スキー場の開場時間は、午前9時から午後4時までとする。ただし、気象状況等によりスキー場が利用できない状態にあるとき、又は市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。 <u>（使用料）</u> <u>第6条</u> スキー場を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、別表に掲げる使用料を納付しなければならない。 <u>（利用料金）</u> <u>第7条</u> 市長は、スキー場の管理を第3条の規定により指定管理者に行わせる場合において適当と認めるときは、指定管理者にスキー場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として収受させることができる。 <u>2</u> 前項の規定により指定管理者が収受する利用料金は、別表に定める額の範囲内において指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。 <u>（使用の許可）</u> <u>第8条</u> <u>利用者のうちスキー場の全部又は一部を借り切って使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更するときも、同様とする。</u> 2 略 3 市長は、スキー場の使用が次の各号の<u>いずれかに</u>該当する場合は、前項の許可をしてはならない。 (1)～(3) 略 <u>（使用許可の取消し等）</u> <u>第9条</u> 市長は、前条第1項の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その許可を取り消し、その効力を停止し、同条第2項の条件を変更し、又は行為の中止若しくはスキー場からの退去を命ずることができる。	<u>（開場時間）</u> <u>第3条</u> スキー場の開場時間は、午前9時から午後4時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。 <u>（使用の許可）</u> <u>第4条</u> <u>スキー場のグレンデの全部又は一部を借り切って使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更するときも同様とする。</u> 2 略 3 市長は、スキー場の使用が次の各号の<u>いずれか</u>該当する場合は、前項の許可をしてはならない。 (1)～(3) 略 <u>（使用許可の取消し等）</u> <u>第5条</u> 市長は、前条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、その許可を取り消し、その効力を停止し、同条第2項の<u>規定に基づく条件</u>を変更し、又は行為の中止若しくはスキー場からの退去を<u>命じる</u>ことができる。

国見平スキー場条例新旧対照表

改 正 後	現 行
(1) 略 (2) 偽りその他の不正手段により前条第1項の許可を受けたとき。 (3) 前条第2項の条件に違反したとき。 (4)・(5) 略 <u>2 前項の規定は、利用者（前条第1項の許可を受けた者を除く。）について準用する。この場合において、同項中「前条第1項の許可を受けた者」とあるのは「利用者（前条第1項の許可を受けた者を除く。）」と、「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第4号及び第5号」と、「その許可を取り消し、その効力を停止し、同条第2項の条件を変更し、又は行為の中止若しくは」とあるのは「行為の中止又は」と読み替えるものとする。</u> (使用料の減免) <u>第10条 市長（指定管理者が利用料金を収受する場合は、指定管理者。次条において同じ。）は、必要があると認めるときは、規則で定めるところ（指定管理者が利用料金を収受する場合は、第15条第4項の規定により定めた基準によること。次条において同じ。）により使用料（指定管理者が利用料金を収受する場合は、利用料金。次条において同じ。）を減額し、又は免除することができる。</u> <u>第11条 略</u> (原状回復) <u>第12条 利用者は、施設及び設備の使用が終わったとき又はその使用を停止されたとき若しくはその許可を取り消されたときは、直ちに使用場所を原状に回復しなければならない。</u> <u>(行為の禁止)</u> <u>第13条 スキー場においては、次に掲げる行為をしてはならない。</u> <u>(1) 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失し、若しくは用途外に使用すること。</u> <u>(2) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるもの</u> <u>(3) 土地又は雪の形質を変更すること。</u> <u>(4) 前3号に掲げるもののほか、スキー場の管理上適当でないとするもの</u> (損害賠償等) <u>第14条 前条各号に掲げる行為をした者は、市長の指示するところにより、原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u>	(1) 略 (2) 偽りその他の不正手段により前条第1項の<u>規定による</u>許可を受けたとき。 (3) 前条第2項の<u>規定に基づく</u>条件に違反したとき。 (4)・(5) 略 <u>(使用料)</u> <u>第6条 使用者は、別表に掲げる使用料を納付しなければならない。</u> <u>2 前項に規定する使用料は、許可を受けたときに納付しなければならない。</u> (使用料の減免) <u>第7条 市長は、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより使用料を減額し、又は免除することができる。</u> <u>第8条 略</u> (原状回復) <u>第9条 使用者は、施設及び設備の使用が終わったとき又はその使用を停止されたとき若しくはその許可を取り消されたときは、直ちに使用場所を原状に回復しなければならない。</u> (損害賠償等) <u>第10条 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失した者は、市長の指示するところにより、原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限り</u>

国見平スキー場条例新旧対照表

改 正 後	現 行																																																						
<u>（指定管理者の業務）</u> <u>第15条 スキー場の管理に係る指定管理者の業務は、次のとおりとする。</u> <u>（1） 第4条第1項ただし書の規定により開場期間を変更すること。</u> <u>（2） 第4条第2項の規定により休場とすること。</u> <u>（3） 第5条ただし書の規定により開場時間を変更すること。</u> <u>（4） 第7条第1項の規定により利用料金を収受すること。</u> <u>（5） 第8条第1項の許可を行うこと。</u> <u>（6） 第8条第2項の規定により同条第1項の許可に条件を付すこと。</u> <u>（7） 第8条第3項の規定により同条第1項の許可をしないこと。</u> <u>（8） 第9条の規定により第8条第1項の許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止若しくはスキー場からの退去を命ずること。</u> <u>（9） 第10条の規定により利用料金を減額し、又は免除すること。</u> <u>（10） 第11条ただし書の規定により利用料金の全部又は一部を還付すること。</u> <u>（11） 第12条の規定により施設又は設備を原状に回復するよう指示すること。</u> <u>（12） 前各号に掲げるもののほか、スキー場の管理に関すること。</u> <u>2 指定管理者は、前項第1号の行為を行おうとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。</u> <u>3 指定管理者は、第1項第2号又は第3号の行為を行おうとするときは、あらかじめ市長に届け出なければならない。</u> <u>4 指定管理者は、第1項第6号から第10号までの行為に関する基準を定めようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更するときも、同様とする。</u> <u>第16条 略</u> <u>別表（第6条、第7条関係）</u> <table><tr><th>区分</th><th>1回券</th><th>11回券</th><th>半日券</th><th>1日券</th><th>シーズン券</th></tr><tr><td>大人（高校生以上）</td><td>200円</td><td>2,000円</td><td>1,500円</td><td>2,700円</td><td>15,000円</td></tr><tr><td>子ども（小学生及び中学生）</td><td>200円</td><td>2,000円</td><td>1,000円</td><td>2,000円</td><td>6,000円</td></tr></table>	区分	1回券	11回券	半日券	1日券	シーズン券	大人（高校生以上）	200円	2,000円	1,500円	2,700円	15,000円	子ども（小学生及び中学生）	200円	2,000円	1,000円	2,000円	6,000円	でない。 <u>第11条 略</u> <u>別表（第6条関係）</u> <u>1 リフト</u> <table><tr><th>区分</th><th>1回券</th><th>11回券</th><th>半日券</th><th>1日券</th><th>シーズン券</th></tr><tr><td>大人（高校生以上）</td><td>200円</td><td>2,000円</td><td>1,500円</td><td>2,700円</td><td>15,000円</td></tr><tr><td>子ども（小学生及び中学生）</td><td>200円</td><td>2,000円</td><td>1,000円</td><td>2,000円</td><td>6,000円</td></tr></table> <u>2 貸スキー</u> <table><tr><th> 施設 区分 </th><th><u>スキー</u></th><th><u>スキー靴</u></th><th><u>ストック</u></th><th><u>セットスキー</u></th><th><u>ソリ</u></th></tr><tr><td>一般用</td><td>2,100円</td><td>850円</td><td>550円</td><td>2,600円</td><td>550円</td></tr><tr><td>ジュニア用</td><td>1,600円</td><td>850円</td><td>550円</td><td>2,100円</td><td>550円</td></tr></table>	区分	1回券	11回券	半日券	1日券	シーズン券	大人（高校生以上）	200円	2,000円	1,500円	2,700円	15,000円	子ども（小学生及び中学生）	200円	2,000円	1,000円	2,000円	6,000円	施設 区分	<u>スキー</u>	<u>スキー靴</u>	<u>ストック</u>	<u>セットスキー</u>	<u>ソリ</u>	一般用	2,100円	850円	550円	2,600円	550円	ジュニア用	1,600円	850円	550円	2,100円	550円
区分	1回券	11回券	半日券	1日券	シーズン券																																																		
大人（高校生以上）	200円	2,000円	1,500円	2,700円	15,000円																																																		
子ども（小学生及び中学生）	200円	2,000円	1,000円	2,000円	6,000円																																																		
区分	1回券	11回券	半日券	1日券	シーズン券																																																		
大人（高校生以上）	200円	2,000円	1,500円	2,700円	15,000円																																																		
子ども（小学生及び中学生）	200円	2,000円	1,000円	2,000円	6,000円																																																		
施設 区分	<u>スキー</u>	<u>スキー靴</u>	<u>ストック</u>	<u>セットスキー</u>	<u>ソリ</u>																																																		
一般用	2,100円	850円	550円	2,600円	550円																																																		
ジュニア用	1,600円	850円	550円	2,100円	550円																																																		